

## であいの広場設置及び管理要綱

平成27年4月1日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、防府市の活性化と賑わいを創出するため、防府駅前に市民の憩いと集いの場として広場を設置し管理することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 広場の名称をであいの広場（以下「広場」という。）とし、次に掲げる土地に設置する。

土地の所在	地積
防府市中央町10番地1	1,310㎡

### (行為の禁止)

第3条 何人も、広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携行すること
- (2) 広場を汚損し、損傷し、又は滅失し、若しくはこれらの恐れのある行為をすること
- (3) 許可車両以外の車両の乗り入れ、又は止めおくこと
- (4) その他、管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

### (使用許可の申請)

第4条 広場の一部又は全部を占用して使用しようとする者は、であいの広場使用申請書（第1号様式）及び関係書類を市長に提出して、許可を受けなければならない。

2 前項の関係書類は、占用箇所を図示した配置図とする。ただし、工作物等を設置する場合は、加えて、詳細が分る図面等を添付しなければならない。

### (許可書の交付)

第5条 市長は、前条の規定による広場の使用を許可したときは、であいの広

場使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

（許可の制限）

第6条 市長は、第4条の申請者、又は広場を使用する目的又は行為が次のいずれかに該当するときは、広場の使用を許可しないものとする。

- （1） 公序良俗に反するもの若しくはその恐れがあるもの
- （2） 暴力的組織と関係があるもの若しくはその恐れがあるもの
- （3） 営利その他の私的な利益を目的とするもの
- （4） その他市長が管理上不適当と認めるもの

2 市長は、過去において不適当と認める行為のあつた者に対しては、広場の使用を許可しないことができる。

3 市長は、広場の使用許可の際、必要に応じて条件を付することができる。

（電力料金の負担）

第7条 広場の使用許可を受けた者は、広場内に設置してある電力源より電力の供給を受けるときは、その消費に係る電力料金を負担するものとする。

（電力料金の負担金の免除）

第8条 市長は、広場の使用が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する電力料金の負担金を免除することができるものとする。

- （1） 国又は地方自治体の主催又は共催若しくは後援で行われるもの
  - （2） 非営利活動法人又は公益社団法人の主催で行われるもの
  - （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、「広場」利用要綱（平成6年5月17日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

係	係長	補佐	課長	許可 伺

であいの広場使用申請書

(宛先) 防府市長

年 月 日

申 込 者	住 所			
	氏 名 (団体名)			
	(担当者) TEL ( )			
使用の目的				
使用場所・範囲	別紙図面のとおり			
使用の期間・時間	年 月 日		年 月 日	
	午前・午後 時 分		午前・午後 時 分	
会場内に設置する 物品又は工作物等				
搬入車両の状況	駐車(乗入) の希望	有 ・ 無	車両番号	
電力使用の有無	有 ・ 無		電力料金	有料 ・ 無料

- 注意 1 使用(占有)部分の図面(配置図)を添付してください。なお、会場内において、ステージ等の工作物を設置する場合、又は電力や水などを供給するために配線や配管を施すときは、その詳細が分る図面等を添付してください。
- 2 団体名で申請される場合は、担当者欄に担当者の氏名を記入してください。
- 3 車両を乗入れる場合は、該当車両のナンバープレートの番号を記入してください。  
(許可車両以外の車両は、乗入れることができません。)

であいの広場使用許可書

		第 号
使 用 者	住 所	
	氏 名 (団体名)	
使用の目的		
使用場所・範囲	別紙図面のとおり	
使用の期間・時間	年 月 日 ～ 年 月 日 午前・午後 時 分 午前・午後 時 分	
乗り入れ許可 車両の番号等		
電力料金の負担	有 ・ 無 ・ 免除 （※有の場合は、精算払いとします。）	
使 用 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 許可をしても、他を優先使用させることがあります。この場合、許可の取消や仕様の変更をさせる場合があります。</li> <li>▪ 使用後は必ず清掃を行い、ゴミ等を持ち帰ってください。</li> <li>▪ 使用者は、自らに代わって、第三者に使用させてはいけません。また、使用目的以外の使用をしてはいけません。</li> <li>▪ 施設に損傷を与えた場合は、速やかに届け出てください。なお、指示を受け、原形復旧してください。</li> <li>▪ 一般通行人の通行の妨げにならないよう配慮してください。</li> <li>▪ これらの使用条件にかかる費用は、全て使用者の負担とします。</li> </ul>	

年 月 日付けで申請のあった、であいの広場の使用については、上記使用条件を付して許可します。

年 月 日

防府市長

